

子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

「子ども・子育て支援新制度」では、施設及び事業の設備・運営に関する基準や保育の必要性の認定の基準について、国が定める基準を踏まえて、各市町村が条例等で定めることとされている。本区においては、その基準について、次世代育成支援地域協議会への意見聴取及びパブリックコメントを実施し、検討を行っている。

1 意見聴取等の実施概要

- (1) 次世代育成支援地域協議会 日時：7月31日(木)午後7時
 (2) パブリックコメント 期間：7月23日(水)～8月12日(火)

2 基準の内容

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

本基準案は、児童福祉法に基づき区が「家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を認可するためのものである。

条例で定める設備及び運営に関する基準（認可基準）は、国の基準のとおりとし、表の事項についてのみ区が定める基準とする。

区が定める基準

保育所型 事業所内保育事業所（利用定員20人以上）

項目		国基準	本区基準案	理由
設備・面積	保育室等	*参酌すべき基準 0・1歳児 乳児室 1人 <u>1.65㎡以上</u> ほふく室 1人 3.3㎡以上	0・1歳児 乳児室 1人 <u>3.3㎡以上</u> ほふく室 1人 3.3㎡以上	現行の都の保育所基準に合わせるため。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

本基準案は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育園）及び地域型保育事業（家庭的保育事業等）について、区が、給付による財政支援の対象として適切であるかを『確認』するためのものである。

条例で定める『確認』のための基準は、全て国の基準のとおりとする。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

本基準は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業（区においては「こどもクラブ」）について、その質を確保する観点から設けられるものである。

条例で定める設備及び運営に関する基準は、国の基準のとおりとし、表の事項についてのみ区が定める基準とする。

区が定める基準

項目	国基準	本区基準案	理由
開所時間	<p>*参酌すべき基準</p> <p>小学校の授業の休業日 <u>1日につき8時間以上を原則</u></p> <p>小学校の授業の休業日 以外の日 <u>1日につき3時間以上を原則</u></p>	<p>小学校の授業の休業日 <u>午前8時から午後7時までの時間を原則</u></p> <p>小学校の授業の休業日 以外の日 <u>小学校の授業の終了の時刻から午後7時までの時間を原則</u></p>	<p>現在区内で実施しているこどもクラブの開所時間と同水準以上とするため。</p>

(4) 保育の必要性の認定に関する基準案

新制度では、保護者からの申請を受けた区が、客観的基準に基づいて、保育の必要性を認定したうえで、給付（施設型給付・地域型保育給付）を支給する。その認定に関する基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に規定されるが、このうち、各市町村が定めるべき事項について、次のように定める。

項目	国規則	本区基準案
就労事由	<p>1月において、<u>48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p>	<p>1月において、<u>52時間*</u>以上労働することを常態とすること。</p> <p>*52時間モデル：1日4時間勤務×月13日</p>

3 スケジュール

平成26年10月下旬	第3回区議会定例会で条例制定の議決を経て条例を公布
11月以降	認可・確認手続き及び保育の必要性の認定の申請開始
平成27年4月 1日	新制度施行

4 パブリックコメント等での主な意見

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

項目	意見
職員 (全事業対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急の知識や事故対応などの研修を充実させ、区が主導して研修体制を構築してほしい。 ・保育に携わる職員は、一定程度の経験年数がある有資格者がよい。また経験年数や年齢について、バランスのとれた配置とする基準にしてほしい。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

項目	意見
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の経験年数などの情報が、公表されると良い。 ・区がこの基準に基づき確認した内容(評価)を、公表してほしい。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

項目	意見
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人員削減は避けるべきである。また職員の数だけではなく、質も考慮してほしい。 ・「正職員1人+補助員1人の2名で良い」を、「正職員2名」にしてはどうか。実際の業務負荷に合わせ、子どもの数が半数以上いる時間帯をコアタイムと設定し、その時間は正職員2名、それ以外の児童が少ない時間帯は1名で良いなど、濃淡をつけた基準にしてはどうか。 ・経験による曖昧な基準や、必ずしも教育・保育に関係しない資格は廃してはどうか。

(4) 保育の必要性の認定に関する基準について

項目	意見
下限就労時間	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム就労者が優先的に入所できるのであれば、就労時間の下限は何時間でも構わない。 ・48時間にした方が良い。保育の必要性は、労働時間のみでは計れない。柔軟に対応できるよう可能な限り短い時間を基準に設定すべきである。 ・国が定める下限の48時間でもいいと思う。しかし、待機児童がゼロにならないと難しいのではないか。 ・働き手を増やすため、48時間でいいのではないか。 ・最も短い48時間とし、申請しやすくする事が望ましい。

(5) 基準全般について

項 目	意 見
全 般	・台東区は、国の示す基準を全て上回る良い状況であることを嬉しく思う。新制度に合わせた条例でも、保育・教育の「質」の面で現状維持以上の内容が最低基準として折り込まれることを期待している。
職 員	・新規採用については、正職員の資格基準を引き上げると同時に、待遇や勤務体制も改善することで質の高い応募者を確保し、正職員の比率を上げることで負担をならし、定着率を上げる仕組みを作ってはどうか。(特に、離職率が高く感じる学童保育。)
その他	・施設等の設置場所に関しては、送迎を考慮し、公共交通機関からの距離を考えてほしい。